

令和5年度 農作業標準賃金・利用料金基準協定表

【農作業標準賃金】

区 分	標準賃金	備 考
賃 金	6,568円	※労働時間＝1日8時間、男女の区別なし
オペレーター	8,000円	※熊本県最低賃金の改定時は、変更
耕運機(管理機借上)	7,000円	1日(燃料借主持ち)

【農畜産関係農作業料金基準額】

区 分	基 準 額	備 考
ディスクモアー	2,200円	
モアコンディショナー	3,300円	・10a 当り
コーンハーベスター	6,600円	・2回目以降は、 双方協議
テッダー、レーキ	1,500円	
牧草・ WCS 作業	大	2,100円
	中	1,100円
	小	230円
ロールベアラー (梱包のみ)	大	3,200円
	中	2,100円
	小	550円
ラッピング (密封)	大	3,200円
	中	2,100円
	小	550円
ロール作業運賃	1,100円	・10a 当り ・圃場から保管場 所への積込み ・運搬距離に応じ て加算有(加算額 は双方協議)

【利用料金基準協定額】

区 分	協 定 額	備 考
耕 運 作 業	春田耕し	5,000円
	荒代	3,000円
	植代	4,300円
	田植機	6,000円
畦(あぜ)ぬり	45円	1m 当り
稲 刈	バインダー	7,200円
	コンバイン	13,400円
麦 刈	コンバイン	13,400円
	脱 米	300円
穀	麦	600円
	米(生こぎ)	600円
	米(竿がけ)	300円
乾 燥	麦	590円
	もみ運賃	1,300円
苗運賃	20円	1箱 当り
籾摺り	320円	・玄米(30kg)当り (くず米含む) ・色選は、双方協議
ブロードキャスター	1,200円	10a 当り(200kg)
機械運搬	1,000円	1回 当り(距離で加算、双方協議)

- ★本表は整備地を対象とした消費税10%込みの標準賃金・利用料金です。
★標準賃金や料金基準額は目安ですので、農地の条件(地形・地質)や作業内容ごとに、双方で協議してください。
★農業機械は使用前に必ず点検を行い、事故防止に努めましょう。
★詳細については、下球磨地域農業振興協議会事務局(☎28-3060)へお問い合わせください。

人吉市における農地の賃借料情報の提供について

平成21年度の農地法改正により、標準小作料が廃止され、前年中の農地賃借料情報を提供することになりました。本市における令和4年(1月～12月)の10a当りの農地賃借料情報は下記のとおりです。

	利用状況	平均額	最高額	最低額	データ数
田	水 稲	11,000円	35,000円	2,000円	344
	普 通 作	14,000円	43,000円	5,000円	60
	牧 草	11,000円	36,000円	5,400円	68
畑	普 通 作	6,300円	10,000円	3,000円	38
	牧 草	7,500円	10,000円	6,600円	4

- ※データ数は、集計に用いた筆数です。なお、使用賃借(無償)は含まれません。
※【田】及び【畑】の「利用状況」の平均額は、データ数による加重平均の値です。
※この表では、圃場整備地及び未整備地の区別はしていません。
※賃借料を物納としている場合は、玄米30kg当り5,415円に換算しています。
※【田】の普通作とは、水稻及び牧草を除いたもので、対象作物としては、たばこ・野菜等です。

問合せ先：人吉市農業委員会事務局 ☎ 0966-22-2111 (内線2501・2502) FAX 0966-24-7869
E-mail : nougyou-iinkai@hitoyoshi.kumamoto.jp http://www.city.hitoyoshi.lg.jp

ひとよし 農業委員会だより

令和4年度 第3号

発行：人吉市農業委員会

編集：農政部会

令和5年3月10日発行



温泉町在住の早田孝之さんのビニールハウスでは、今、赤く熟した瑞々しいミニトマトの収穫の真盛です。令和2年の豪雨災害で自宅もハウスも全壊し、悲嘆にくれる日々が続きましたが、このたび、中林町に約10aのハウスを再建し、夏場はキュウリ、冬場はミニトマト(品種：アイコ)を栽培予定です。温泉町にも2号ハウスを建設中です。アイガモ米も60a耕作され、災害前の経営を確保したいと意気込みを語られました。(取材・写真：松下)



下田代町の大石正廣さんの圃場では麦踏みの作業の真っ最中。管理機のタイヤの部分鉄製に改造した“麦ふみ機”は大活躍！約2haの圃場に11月後半に作付け後、追肥や除草作業を繰り返し、5月は刈り取りですが茎を強くするためにこの寒い時期に麦踏みを行います。冬の青空に緑がまぶしく映りました。(取材・写真：東照)

- 【目 次】表紙写真(温泉町：ミニトマト収穫 ・ 下田代町：麦踏み)……………P 1
女性農業者の意見について／支え合いセンター交流イベントに参加しました……………P 2
R4年度農地利用状況調査の結果について／農業者年金がより身近に！……………P 3
R5年度農作業標準賃金・利用料金基準協定表／農地の賃借料情報の提供……………P 4

女性農業者の意見 ～アンケート結果～

毎年、開催しております「農業者との意見交換会」について、今年度は1月13日に女性農業者を対象に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からやむを得ず中止としました。

ここでは事前に行ったアンケートの意見(回答を含む)を掲載します。(回答率46%)貴重なご意見ありがとうございました。



Q1. 鳥獣被害対策について詳しく知りたい。

☞①「鳥獣侵入防止施設設置事業」制度にて、電気柵等を無料で貸し出ししますが、自力施工であり、設置後は管理義務が発生します。(担当課：農林整備課)

②「人吉市活性化対策事業補助金」制度にて、補助率1/2、上限40万円支給。(担当課：農業振興課)

Q2. 農道の整備・補修について詳しく知りたい。

☞①「原材料支給」制度：農業振興組合長からの申請で1地区年1回、生コンであれば約8㎡(約17万円)まで支給可能。(担当：農林整備課)

②地区によっては「多面的機能支払交付金」をご利用できます。(担当：農林整備課)

Q3. これからの農業、農地の利用集積・集約化について

- ・農地集積は難しい。
- ・とりあえずは現状維持
- ・農地がまとまったら効率は良くなるが、今まで手を入れているのでその農地を手放したくない。
- ・特定の農家にあっせんがされないようにしてほしい。
- ☞農地の売買による担い手への集積をするために買い手は認定農業者を優先しており、金額については売り手と買い手が事前に協議された上で申請されています。



その他の意見

- ・水害から2年後には水稻ができ、早くて驚いている。皆様に感謝しています。
- ・燃料や肥料等の値上がりで大変だが、その分を何かでカバーできるような事を探しています。

支え合いセンター交流イベント“スマイルひろば”に参加しました！

令和4年11月3日、村山公園仮設広場で開催された人吉市地域支え合いセンター主催の交流イベントに参加しました

農業委員会もショウガ、サトイモ、玉ねぎやモチ米や白米等、全16種類を販売しました。新鮮な野菜が1袋100円から200円ということで来場者の方からも好評でアツという間に完売。

晴天にも恵まれ、舞台での賑やかな調べの中、農作物を通じた交流は大盛況でした。



農地パトロール結果報告

7月から11月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員全員で、令和4年度農地パトロールを行いました。違反転用の早期発見及び遊休農地等の実態把握のため、市内の全農地を対象とした利用状況調査を実施し、遊休農地の分類を行いました。

また、再生利用が困難と見込まれた農地につきましては、12月総会にて非農地と決議し、農地所有者へ非農地通知を発送しました。なお、今回も被災した農地につきましては、原則、遊休農地の判断は行ってはおりません。

令和4年度農地パトロール結果 (R5.2.1現在)



区分 地区名	遊休農地		再生が困難な農地		計	
	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)
中原	81	62,294	92	46,921	173	109,215
西瀬	115	63,147	118	71,851	233	134,998
藍田	129	104,756	91	47,482	220	152,238
人吉	85	60,745	31	9,932	116	70,677
大畑	19	15,586	124	170,028	143	185,614
市全体	429	306,528	456	346,214	885	652,742
前年(市全体)	251	203,588	731	535,624	982	739,212

農地の利用意向調査について

昨年度から、遊休農地と判断された全ての農地につきまして、毎年、農地所有者へ農地の利用意向調査を行うことになりました。

「農地中間管理事業を活用しない」と回答し、6か月後に遊休農地状態が解消されていない農地につきましては、固定資産税が1.8倍になる場合がありますので注意が必要です。

令和4年度農地の利用意向調査結果 (R5.2.1現在)

利用意向	件数(件)	筆数(筆)	面積(㎡)
農地中間管理事業利用	73	121	84,536
自分で買手・借手を探す	12	18	11,576
自分で耕作を再開	23	56	38,560
その他	43	69	47,401
居所不明	6	13	9,448
未回答	81	152	115,007
合計	241	429	306,528

農業者年金がより身近に！

1 保険料納付下限額の引下げ

通常加入の保険料の下限額が2万円から1万円になりました。
(※35歳未満で政策支援の対象とならない方)

2 受給開始時期の選択肢の拡大

S32年4月2日生まれ以降の方の年金受給開始時期が

- ①老齢年金：65歳から75歳未満の間で受給時期を選択できます。
- ②特例付加年金：受給要件を満たしていればいつでもOKです。

3 加入可能年齢の引き上げ

国民年金納付期間が480月に満たない60歳以上65歳未満の方で国民年金に任意で加入している方に限り、65歳まで加入できます。



詳しくは、農業委員会事務局がJAまでお尋ねください。

